

釧路市建設工事等指名停止等取扱要綱の運用基準

釧路市建設工事等指名停止等取扱要綱（以下「要綱」という。）の適正かつ円滑な運用を期すため、運用に関する基本的事項を次のとおり定める。

1 用語の定義について（要綱第1条関係）

(1) 「建設工事」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事に関する契約をいう。

(2) 「建設コンサルト業務」とは、調査、設計、測量、コンサルタント業務等の委託に関する契約をいう。

(3) 「物品購入等」とは、次のアからウまでに掲げるものをいう。

ア 製造の請負、役務の提供又は業務の委託に関する契約

イ 財産の買入れ又は売払いに関する契約

ウ 物件の貸付け又は借入れに関する契約

2 指名停止期間の「始期」（要綱第2条関係）

有資格者（指名停止の期間中のものを含む。）が別表各項の措置要件に該当することとなった場合における当該指名停止期間の始期は、予算執行上重大な支障を及ぼすと認められる場合を除き、指名停止の措置を決定した日からとする。

また、指名停止期間中の有資格者について再度指名停止を行う場合の指名停止の通知（要綱第6条第1項）及び報告（要綱第11条第1項）についても、別途行うこととする。

3 共同企業体に関する指名停止の運用（要綱第3条関係）

(1) 要綱第3条第3項の規定に基づく共同企業体の指名停止は、既に対象である工事について開札済みであって、新たな指名が想定されない特定建設工事共同企業体については、対象としないこととする。

(2) 要綱第3条第3項の規定に基づく共同企業体の指名停止は、当該共同企業体自らが別表各項の措置要件に該当したために行うものではないの

で、同項の規定に基づく指名停止については、要綱第4条第2項に基づく措置（以下「短期加重措置」という。）の対象としないこととする。

4 短期加重措置の運用について（要綱第4条第2項関係）

(1) 有資格者が別表各項の措置要件に該当することとなった基となる事実又は行為が、当初の指名停止を行う前のものである場合には、短期加重措置の対象としないこととする。

(2) 下請負人又は共同企業体の構成員について短期加重措置を講ずるときは、元請人又は共同企業体の指名停止の期間を超えてその指名停止の期間を定めることができる。

(3) 短期加重措置の対象となり、かつ、第5条各号のいずれかに該当することとなった場合には、市長の判断により、短期加重措置を受けた後の短期に加重を行うものとする。

5 独占禁止法違反等の不正行為に関する短期加重措置の運用について（要綱第5条関係）

(1) 指名停止期間の加重について、短期加重措置の対象となった措置案件については、短期加重措置の後、加重するものとする。

(2) 第2号及び第3号の「悪質な事由があるとき」とは、当該発注者に対して有資格者が不正行為の働きかけを行った場合等をいうものとする。

(3) 「公共機関の職員」（第3号並びに別表第1第10項、第11項及び別表第2第1項関係）とは、刑法（明治40年法律第45号）第7条第1項に定める国（公団、事業団、独立行政法人等を含む。以下同じ。）又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいうものであり、特別法上公務員とみなされる場合を含む。更に私人であっても、その職務が公共性を持つため、特別法でその収賄罪の処罰を規定している場合の当該私人を含む。

6 「建設工事請負契約」について（要綱第10条関係）

「建設工事請負契約」とは、建設工事及び建設コンサルタント業務とする。

7 「情状に応じて」について（要綱第2条関係）

情状に応じて定める期間については、処分官庁等の期間を考慮して定めることができる。

8 別表第1並びに別表第2関係

(1) 過失による粗雑工事（別表第1第2項関係）

「施工に当たり」には、単に、工事現場における作業に限らず、資材、排土等の運搬、土捨場、資材置場等における作業も含まれるものである。

（以下、別表第1各号において同じ。）

「工事を粗雑にした」とは、工事の施工中、施工後を問わず工事の目的物に契約不適合がある状態をいう。

低入札価格調査を行った本市発注工事において別表第1第2号の措置要件に該当した場合の指名停止の期間は、少なくとも3ヶ月となるように運用すること。

(2) 一般工事における過失による粗雑工事について（別表第1第3項関係）

公衆に重大な損害を与えたときなど社会的に大きな問題を生じさせたような場合には、措置の対象となる。

契約不適合が重大であると認められるのは、原則として、建設業法に基づく監督処分がなされた場合とする。

(3) 事故に基づく措置基準（別表第1第5項から第8項まで）

公衆損害事故又は工事関係者事故が次のア又はイに該当する事由により生じた場合は、原則として、指名停止を行わないこととする。

ア 作業員個人の責に帰すべき事由により生じた事故と認められる場合
（例）公道上において車両で資材運搬をしている際のわき見運転が原因で、事故が起きた場合等。

イ 第三者の行為により生じた事故と認められる場合

（例）適切に管理されていたと認められる工事現場に第三者の車両が無断で進入してきたことにより起きた場合等。

(4) 本市発注工事の施工における安全管理措置の不適切の判断（別表第1

第 5 項及び第 7 項関係)

本市発注工事における事故について、安全管理の措置が不適切であると認められるのは、原則として次のアに該当するときとする。ただし、イによることが適当である場合には、これによることができる。

ア 設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合、又は本市の調査結果等により当該事故についての請負人の責任が明白となった場合

イ 当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合

(5) 一般工事の事故における安全管理措置の不適切の判断（別表第 1 第 6 項及び第 8 項）

一般工事における事故について、安全管理の措置が不適切であり、かつ、当該事故が重大であると認められるのは、原則として、当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合とする。

(6) 「代表権を有していると認めるべき肩書き」について（別表第 1 第 9 項関係）

「代表権を有していると認めるべき肩書き」とは、専務取締役以上の肩書をいう。

(7) 独占禁止法第 3 条に違反した場合について（別表第 1 第 12 項並びに別表第 2 第 3 項、第 4 項及び第 5 項関係）

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条に違反した場合、次のアからエまでに掲げる事実のいずれかを知った後、速やかに指名停止措置を行うものとする。

ア 排除措置命令

イ 課徴金納付命令

ウ 刑事告発

エ 有資格者である法人の代表者、有資格者である個人又は有資格者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者の独占禁止法違反の容疑による逮捕

(8) 独占禁止法第8条第1号に違反した場合について（別表第1第12項並びに別表第2第3項、第4項及び第5項関係）

独占禁止法第8条第1項第1号に違反した場合は、課徴金納付命令が出されたことを知った後、速やかに指名停止措置を行うものとする。

(9) 独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反した場合について（別表第1第12項並びに別表第2第3項、第4項及び第5項関係）

独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。

なお、当該2分の1とした期間が短期を下回る場合においては、第4条第3項の規定を適用するものとする。

(10) 建設業法違反行為について（別表第1第17項関係）

建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるのは、原則として次の場合をいうものとする。

ア 有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が北海道内における建設業法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合

イ 建設業法の規定に違反し、監督処分がなされた場合（主宰部長が軽微なものと判断した場合を除く）

(11) 役員等について（別表第1第18項から第23項まで及び別表第2第1項及び第6項から第11項まで関係）

別表第1第18項から第23項までの規定及び別表第2第1項及び第6項から第11項までの規定において、「役員等」とは、法人にあって

は役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、法人以外の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。

(12)業務について（別表第1第24項及び別表第2第12項関係）

「業務」とは、個人の私生活上の行為以外の有資格者の業務全般をいう。

(13)不正又は不誠実な行為について（別表第1第24項及び別表第2第12項関係）

「不正又は不誠実な行為」とは、原則として次の場合をいう。

ア 有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が業務において別表第1並びに別表第2各項に規定する以外の法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合

イ 本市発注の建設工事等に関して、落札決定後契約を辞退するなど、有資格者の過失による入札手続の大幅な遅延等の著しく信頼関係を損なう行為があつた場合

ウ 有資格者の責に帰すべき理由により契約が解除された場合において、その原因が競争入札の参加の排除までに及ばないと認められるとき。

エ 契約の履行に関して指摘された事項を誠意をもって解決しなかつたとき。

(14)不正又は不誠実な行為について（別表第2第12項関係）

「不正又は不誠実な行為」とは、原則として次の場合をいう。

ア 有資格者の責に帰すべき理由により、当該年度において3回以上契約の履行が遅延したとき。

イ 納品された物品が契約の規格、仕様と異なるため、当該物品又はその代品が3回検査に合格しなかつたとき。

附 則

この運用基準は、平成17年10月11日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成18年 5月 1日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

この運用基準は、令和 4年 4月 1日から施行する。